（認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会への情報提供）

第百十六条の七　総務大臣は、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の求めに応じ、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正に行うために必要な限度において、電気通信事業者に関する情報であつて送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務に資するものとして総務省令で定める情報を提供することができる。

（公示）

第百十六条の八　総務大臣は、第百十六条の二第一項の規定による認定をしたとき、同条第七項の変更の届出（同条第三項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつたとき、又は第百十六条の六第二項の規定により認定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第百二十三条第一項中「その者。」を「その者」に改める。

第百三十五条第二項中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

第百六十一条第一項中「第四十四条の二」の下に「、第五十一条」を加える。

第百六十四条第二項第二号中「用いる電気通信番号」を「使用する番号、記号その他の符号」に、「用いられる」を「使用される」に改め、同項第三号中「用いる電気通信番号」を「使用する番号、記号その他の符号」に改め、同条に次の二項を加える。

4　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百十六条の二第二項第一号に掲げる業務が電気通信事業に該当しない場合においても、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う同号ロの通知は、電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなして第三条及び第四条の規定を適用し、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う同号に掲げる業務に従事する者は、電気通信事業に従事する者とみなして同条第二項の規定を適用する。

5　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う第百十六条の二第二項第二号ロの通信履歴の電磁的記録は、電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなして第三条及び第四条の規定を適用し、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う同号に掲げる業務に従事する者は、電気通信事業に従事する者とみなして同条第二項の規定を適用する。

第百六十五条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同項ただし書中「、第三十四条」を「から第三十四条の二まで」に改める。

第百六十六条第三項中「、それぞれ」を削り、同条第五項中「又は登録認定機関」を「、登録認定機関又は認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会」に改め、同条第七項中「第三項若しくは」を「第三項及び」に、「第五項若しくは前項」を「前二項」に改め、同条第八項中「若しくは第六項」を「及び第六項」に改める。

第百六十七条第三項中「命令」を「規定による命令」に改め、同条第四項及び第七項中「、それぞれ」を削る。

第百六十九条第二号中「又は第三十四条第一項」を「、第三十四条第一項」に改め、「第二種指定電気通信設備の指定」の下に「、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成又は第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定」を加え、同条第四号中「第三項ただし書」の下に「、第二十六条の四」を加え、「第五十条第一項」を「第五十条の二第一項第四号、第五十条の四第三号、第五十条の十」に改める。

第百七十条中「第七十七条第三項」を「第五十条の九、第七十七条第三項」に改める。

第五章中第百七十六条の次に次の一条を加える。

（総務省令への委任）

第百七十六条の二　この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

第百七十九条第一項中「を含む」を「並びに同条第四項及び第五項の規定により電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百十六条の二第二項第一号ロの通知及び認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う同項第二号ロの通信履歴の電磁的記録を含む」に改め、同条第二項中「従事する者」の下に「（第百六十四条第四項及び第五項の規定により電気通信事業に従事する者とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百十六条の二第二項第一号又は第二号に掲げる業務に従事する者を含む。）」を加える。

第百八十二条及び第百八十三条を次のように改める。

第百八十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第七十八条第一項（第百十六条第一項において準用する場合を含む。）又は第百十六条の四の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者

二　第八十五条の十三第二項、第百条第二項（第百三条において準用する場合を含む。）又は第百十六条の六第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第百八十三条　削除

第百八十六条第四号中「協定」を「、協定」に改め、同条に次の二号を加える。

七　第五十条の二第一項の規定に違反して電気通信番号を使用した者

八　第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号使用計画を変更した者

第百八十八条第一項中「第十八条第一項」の下に「、第二十六条の四第二項」を加え、同条第十一号中「又は第九十六条」を「、第九十六条」に改め、「含む。）」の下に「又は第百十六条の五」を加え、「違反して」を「違反して、」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「の記載」の下に「若しくは記録」を加え、同条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　第百十六条の三第三項の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるおそれのある文字を用いた者

第百八十九条第一号中「違反して」を「違反して、」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第百九十条第二号中「第百八十八条（第百八十条、第百八十一条、第百八十三条及び第百八十四条を除く。）」を「第百七十九条まで、第百八十二条第二号又は第百八十五条から第百八十八条まで」に改める。

第百九十二条第一号を削り、同条第二号中「第六十八条の六第四項」を「第六十三条第五項、第六十八条の六第四項」に、「又は第九十条第二項」を「、第九十条第二項又は第百十六条の二第七項」に、「違反して、」を「よる」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「違反して」を「違反して、」に、「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「の記載」の下に「若しくは記録」を加え、同号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三　正当な理由がないのに第百十六条の三第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

第百九十三条第一号中「又は第十八条第二項」を「、第十八条第二項又は第五十条の六第三項」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百十六条の三第二項の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会と誤認されるおそれのある文字を用いた者

（国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正）

第二条　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を削る。

附則第九条第三項中「前二項」を「前各項」に、「附則第九条第二項」を「附則第八条第五項」に、「附則第九条第一項及び第二項」を「附則第八条第一項、第二項及び第五項」に、「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に、「とする」を「と、第二十三条中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第八条第二項に規定する業務」とする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第十四条」の下に「並びに第一項及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。